

令和4年(2022年)8月23日
厚生委員会
報告事項資料
健康医療部健康医療政策課

予防接種事務における特定個人情報保護評価の再実施(事後評価)について

1 報告趣旨

令和4年(2022年)7月から、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付機能を国が追加したことに伴い、「特定個人情報保護評価書(※1)(全項目評価書)」を改定した。

本来であれば、事業実施前に特定個人情報保護評価を行うが、新型コロナウイルス感染症予防接種に関する事務を速やかに実施する必要があったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定を適用し事後評価で実施する。評価の再実施にあたっては、全項目評価書に関するパブリックコメントを行うため、その内容について報告する。

2 報告内容

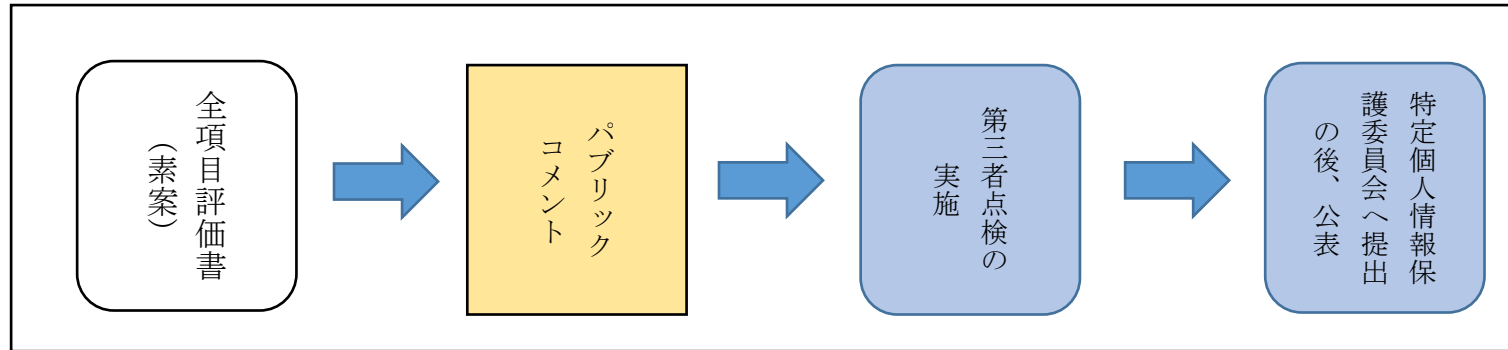
(1) 素案の内容

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付機能の追加に関する事務の内容や特定個人情報を含む事務の流れ等を追加・変更する。

(2) 追加・変更する内容

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付機能の追加

(3) 特定個人情報保護評価のイメージ



(4) パブリックコメントの実施

ア 期 間 令和4年(2022年)9月1日(木)から9月30日(金)まで

イ 周知方法 広報はちおうじ9月1日号、市ホームページ

ウ 閲覧場所 健康医療部健康医療政策課及び保健総務課(八王子市保健所)、市政資料室(本庁舎1階)、市ホームページ

エ 提出方法 郵送、FAX、電子メール、健康医療政策課または保健総務課(八王子市保健所)窓口への提出

(5) 今後のスケジュール

令和4年(2022年)11月 第三者点検(八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会による点検)の実施

12月 特定個人情報保護委員会への提出の後に公表

※1 「特定個人情報保護評価書」とは、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体等が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。